

# 第19号 ごみ減量トレンディ

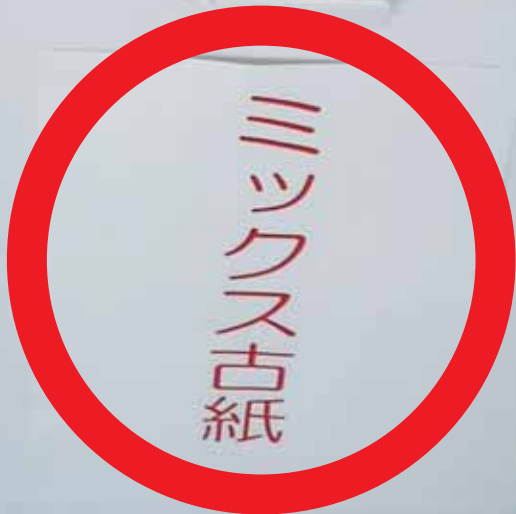


もう、燃えるごみには

入れない



燃えるごみ



ミックス古紙

ミックス古紙は、簡単に分別して出すことができます。詳しくは次ページをご覧ください。



# ミックス古紙の出し方はとても簡単！

市では、新聞・雑誌・ダンボール・牛乳等紙パック以外の紙ごみのことを『ミックス古紙』と呼び、資源古紙の日に分別収集しています。

普段、燃えるごみに出してしまいがちのミックス古紙ですが、出し方はとても簡単ですので、ミックス古紙の分別にご協力をお願いします！

## 出し方 簡単講座

### その1 紙以外の部分を取り除く必要がない。

ティッシュ  
ペーパーの箱



窓あき封筒



写真



ビニール類が付いていても、ビニールコーティングされたものでも、**そのままミックス古紙に出すことができます！**

アルミ箔が  
付いている紙



ラップの箱



ホチキス・クリップ  
留めされた書類



少量の金属類が付いていても、**そのままミックス古紙に出すことができます！**

## 出し方 簡単講座

### その2 中身が見える透明なビニール袋・ポリ袋で出せます。



中身が見える透明なビニール袋やポリ袋に入れて、ごみ集積所に出すことができます！

その他、従来通り紙袋や紙箱、新聞紙に包んで出すこともできます。



【注意】町内会、子供会等の団体で独自に資源古紙の集団回収を行っている場合は、出し方のルールが異なる場合がありますので、ご注意ください。

# 資源ごみの集団回収を始めてみませんか？

市内の6つの自治会や町内会では、古紙業者と直接契約を結び、市（委託業者）が収集していた時と同様に、集積所に出された古紙等を古紙業者に無料で収集して頂いています（月2回）。

また、収集された古紙等は、資源物として古紙業者に買い取って頂き、売払い金を会の貴重な運営資金に充てています。



## 集団回収のメリット

自治会・町内会のメリット①

売払い金が入り、会の運営資金に充てることができます！

自治会・町内会のメリット②

さらに！市の集団回収報奨金制度を利用すれば、売払い金のほかに報償金も入ります！！

市のメリット①

集団回収が増えれば、その地域の収集が不要となるため、収集運搬コストの削減につながります。

市のメリット②

集団回収する自治会や町内会で資源化に対する意識が高まり、燃えるごみの減量につながります。

平成29年度より、集団回収を始めた寿町と大社町の実績をご紹介します。

### ◆寿町（4月から9月まで）

新聞	雑誌	ダンボール	牛乳等紙パック	ミックス古紙	衣類	合計
1,190 kg	770 kg	1,540 kg	25 kg	970 kg	130 kg	4,625 kg
売払い金： 29,640 円（4月～9月） 報償金： 14,487 円（4月～6月）						

### ◆大社町（4月から9月まで）

新聞	雑誌	ダンボール	牛乳等紙パック	ミックス古紙	アルミ缶	合計
8,880 kg	4,360 kg	4,400 kg	115 kg	2,800 kg	480 kg	21,035 kg
売払い金： 161,870 円（4月～9月） 報償金： 75,590 円（4月～7月）						



集団回収に興味がある自治会や町内会がありましたら、廃棄物対策課（電話：971-8993）までご連絡ください。

実施方法や注意点、契約までの流れなどをご説明し、実施までのお手伝いをさせていただきます。

※古紙業者等との契約、住民への周知活動、開始後の違反ごみ（時間外搬出等）対応は、自治会や町内会で行っていただく必要があります。



# ごみ集積所を利用している 全ての事業者の皆さまへ

## 少量排出事業者制度を改正します

現在、1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る）が10kg以下のいわゆる「少量排出事業者」は、ごみ集積所を管理する自治会長や町内会長の承諾を得た上で市に届け出れば、ごみ処理費用を負担しないで、市指定の家庭用ごみ袋を使用して地域のごみ集積所にごみを出すことができます。

しかし、この制度は、「廃棄物処理法で定める“事業系ごみの自己処理責任の原則”に即していないこと」、「本市のごみ処理量が多い一因となっていること」、「清掃センターに直接ごみを持ち込み、ごみ処理手数料を納付している事業者と費用負担の面で公平性を欠く状況にあること」等の問題点があるため、平成29年3月に廃棄物処理対策審議会から、“制度を改正すべき”との答申がありました。

この度、市議会11月定例会において、本答申を踏まえた制度改正案が審議され、議決されましたのでお知らせします。改正内容と施行時期は以下のとおりです。

1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る）10kg以下の少量排出事業者が  
地域の集積所を利用してごみを処理する場合



### ①届出書の様式等の変更（平成30年4月1日施行）

- 少量排出事業者届出書の様式が変わります。（集積所の位置を記入する欄の追加）
- 届出書に集積所の位置図と自治会長等の承諾書の添付が必要になります。
- 既に届出している事業者も、新たに届出書の提出が必要です。

### ②事業者用指定ごみ袋の使用を義務付け（平成30年10月1日施行）

- 市指定の事業者用指定ごみ袋の使用が必要になります。
- 指定ごみ袋は市内の小売店等でごみ処理手数料を支払い購入していただきます。
- 指定ごみ袋の販売は8月頃から開始する予定です。
- 販売箇所は、決まり次第、広報誌やホームページ等でお知らせします。

#### <事業者用指定ごみ袋の価格>

10L袋…20円/枚    20L袋…40円/枚  
30L袋…60円/枚    45L袋…90円/枚



【事業者用ごみ袋のイメージ】

店舗併用住宅の店舗部分から出るごみも本制度の対象となります。

平成30年3月に公民館等の市内4箇所で開催しますので、対象となる事業者の皆さまはご参加ください。詳細は2月15日号広報みしまでお知らせします。